令 和 8 年 9 月
県立水戸飯富特別支援学校

感染症流行期の対応について

1 感染症の流行期について

本校では、下記のとおり、流行期の対応を行うこととする。また、ステージが移行される際は、保護者に流行状況や対策等についてさくら連絡網で送信、必要に応じて文書で通知する。

ステージ	平時	流行期
本校での流行状況	学年の児童生徒、教職員の発熱等の症状での欠席・療養休暇者が20%未満	学年の児童生徒、教職員の発熱等の症状での欠席・療養休暇者が20%以上。 ※その他、「感染症の予防上必要がある」と判断されるとき（学校保健安全法第 20 条 臨時休業）

※茨城県 HP 感染症流行情報（速報）「2025 年全国・茨城県・保健所別定点あたり報告数（水戸市保健所及び県中央保健所管内）も参考にする。
（https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/weekly/index.html）

2 感染症対策について

流行期においても、学習活動に制限は設けないが、下記の感染症対策を徹底し、感染拡大防止に努めるものとする。

ステージ	平時	流行期
健康状態の把握	・登校時、児童生徒の様子を観察	・感染者が判明した学年は登下校時に検温を実施
マスクの着用	・本人及び保護者の判断	・着用の呼びかけ（推奨）
手指衛生 咳エチケット	・流水と石鹸での手洗い（特に指先は入念な手洗い） ・咳エチケットの実施	
換気の確保	・窓を10～20cm開放 ※可能な限り対角2方向（窓側・廊下側）	

3 臨時休業（学年閉鎖等）について

以下の条件を満たした時点で、学校医の意見を参考にして、企画会で協議の上、臨時休業（学年閉鎖等）の決定をする。

〇学年を基準とし、児童生徒及び教職員の感染症罹患者、有症状者の割合が20%以上。

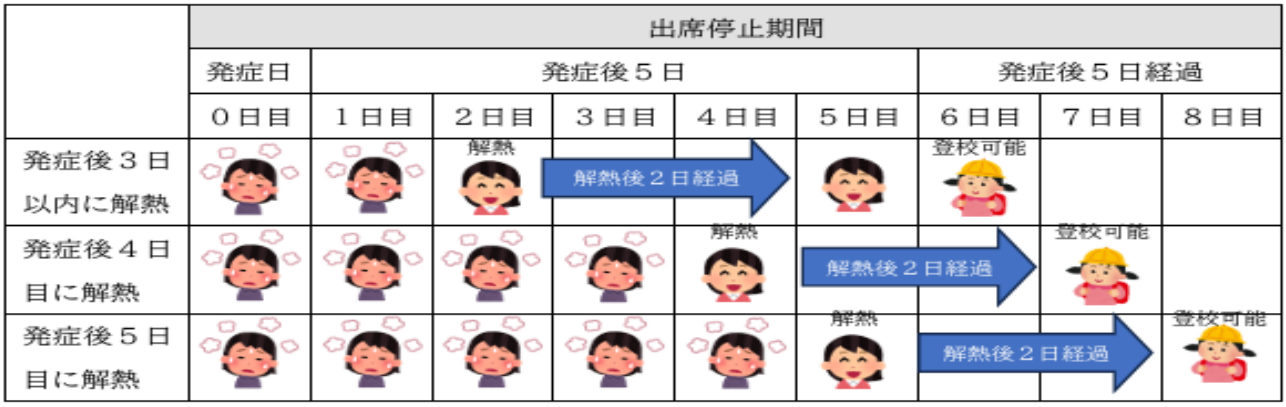
・臨時休業（学年閉鎖等）の決定日は通常通り下校し、翌日から臨時休業とする。（臨時休業の期間は感染状況等により都度検討する。）

4 出席停止

(1) インフルエンザ*

発症した後（発熱の翌日を１日目として）５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで

※５日目の電話連絡日には、解熱した日を聞き取り、解熱後２日経過しているか確認。２日経過していない場合は延長。



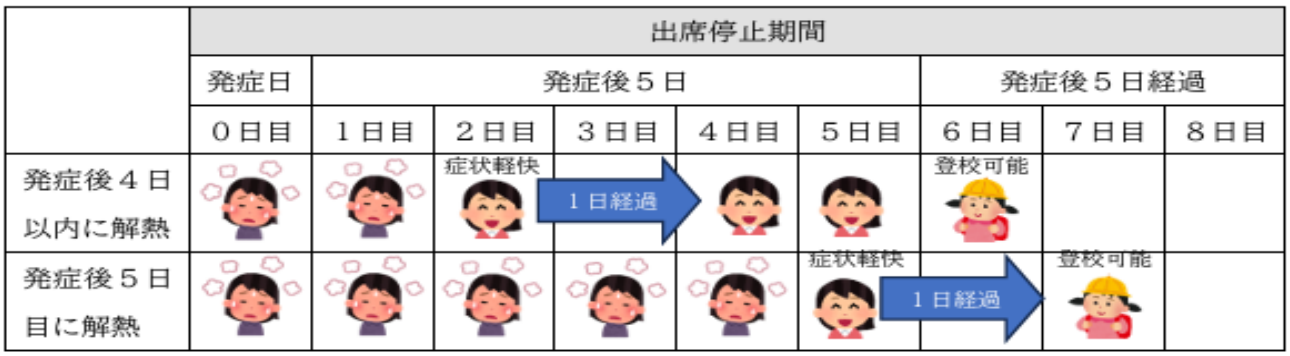
(2) 新型コロナウイルス感染症*

発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで

※５日目の電話連絡日には、軽快した日を聞き取り、軽快後１日経過しているか確認。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

※無症状の感染者については、検体を採取した日を０日目とし、５日を経過するまでを基準とすること。



(3) その他第2種感染症

学校保健安全法施行規則に準じる。※

◎麻しん（はしか）については、別紙「県立水戸飯富特別支援学校麻しん（はしか）対応マニュアル」に定める。

(4) 第3種感染症

基本的には出席停止とする。出席停止の期間においては学校保健安全法施行規則及び医師の指示に従う。*

＊「学校感染症による出席停止について」